

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

生活衛生関係営業の3割が消費税引上げ分を価格転嫁できず

日本政策金融公庫が、飲食業や美・理容業、ホテル・旅館業など生活衛生関係営業企業を対象に6月下旬に実施した「生活衛生関係営業の景気動向等調査(4~6月期)特別調査」結果(有効回答数3074社)によると、消費税引き上げ(5%→8%)時の価格転嫁は、「全ての商品・サービスに上乗せした」が36.0%、「一部の商品・サービスに上乗せした」が34.1%、「全く上乗せしなかった」は29.9%となりました。

生活衛生関係営業の3割が消費税増税分を価格転嫁できなかったわけですが、「全く上乗せしなかった」の回答割合は、従業者規模別では、規模が小さいほど高く、従業者「2人以下」では41.7%と4割を超え、次いで「3~5人」の24.6%を大きく上回っていました。

業種別にみると、「全ての商品・サービスに上乗せした」の割合は、「美容業」(56.2%)、「冰雪販売業」(55.2%)、「クリーニング業」(50.6%)の順に高くなっていました。これに対して、「公衆浴場業」(8.0%)や、「映画館」(11.3%)、「理容業」(23.3%)、「飲食業」(31.3%)の4業種は、「全ての商品・サービスに上乗せした」割合の平均36.0%を下回りました。最近1年間の収支状況別にみると、「全ての商品・サービスに上乗せした」の割合は、「収支はプラスであり、少しずつ貯蓄もできている」と回答した17.2%の企業が43.8%など、収支状況が良好であるほど高くなっ

ています。

「税を考える週間」公開講座について

税務大学校は、今年の「税を考える週間」に合わせて11月11日から13日までの3日間、埼玉県税務大学校和光校舎で公開講座を開講します。

この公開講座は、広く社会人に学習の機会を提供して税務行政を理解してもらうこと、租税に関する知識の普及を図ると同時に地域への貢献を目的として平成6年度から実施されており、毎年多数の納税者や実務家が受講しているようです。

今年の主な講座をみると、初級編として税務大学校の内野茂専門教育部教授による平成25年度税制改正で手当てされ来年から税率の見直し等の適用が開始される「相続税法の改正概要(一将来の相続税の支払に備えて知っておきたい各種特例一)」や、上級編では小川廣明研究部主任教授による「あなたの周りの国際課税(一外国税額控除から租税回避まで一)」までバラエティに富んだ6講座が用意されています。

受講は、1講座のみも可能となっていますので、好きな講座を絞って申し込むことができます。申込みは、はがきやFAX、同校のホームページにより行います。締め切りは10月28日となっています。

税務大学校和光校舎の連絡先は

〒351-0195 埼玉県和光市南2-3-1

TEL048-460-5000

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 9月分源泉所得税の納付
2. 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....10月10日
申告期限.....10月31日
申告期限.....10月31日
申告期限.....10月31日